



医政総発第 0106001 号
平成 18 年 1 月 6 日

茨城県保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局総務課長



診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の実施について

標記については、平成 17 年度より（社）日本内科学会への補助金事業として別添資料 1 のとおり実施することとしており、準備が整った地域から順次事業を開始することとしています。

については、貴県を本事業のモデル地域として指定し、下記のとおり事業を実施する予定ですので、本事業の趣旨等にご理解いただくとともに、別添資料 2 を活用の上、貴管下医療機関及び関係団体等に対し、広く周知いただくようお願いいたします。

なお、事業の実施状況や運営方法などの変更などについては、（社）日本内科学会ホームページの「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業（<http://www.med-model.jp/>）」において、逐次お知らせすることとしておりますので、あわせて周知いただくようお願いいたします。

記

○対象

茨城県内の医療機関

○調査受付窓口

筑波大学付属病院病理部内
モデル事業事務局

Tel 029-852-5566

Fax 029-852-5566

○受付日時

平成 18 年 2 月 1 日から

月～金曜日 9:00-17:00

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

(要 旨)

医療の質と安全を高めていくためには、診療行為に関連した死亡について解剖所見に基づいた正確な死因の究明と、診療内容に関する専門的な調査分析とに基づき、診療上の問題点と死亡との因果関係を明らかにするとともに、同様の事例の再発を防止するための方策が専門的・学際的に検討され、広く改善が図られていることが肝要である。

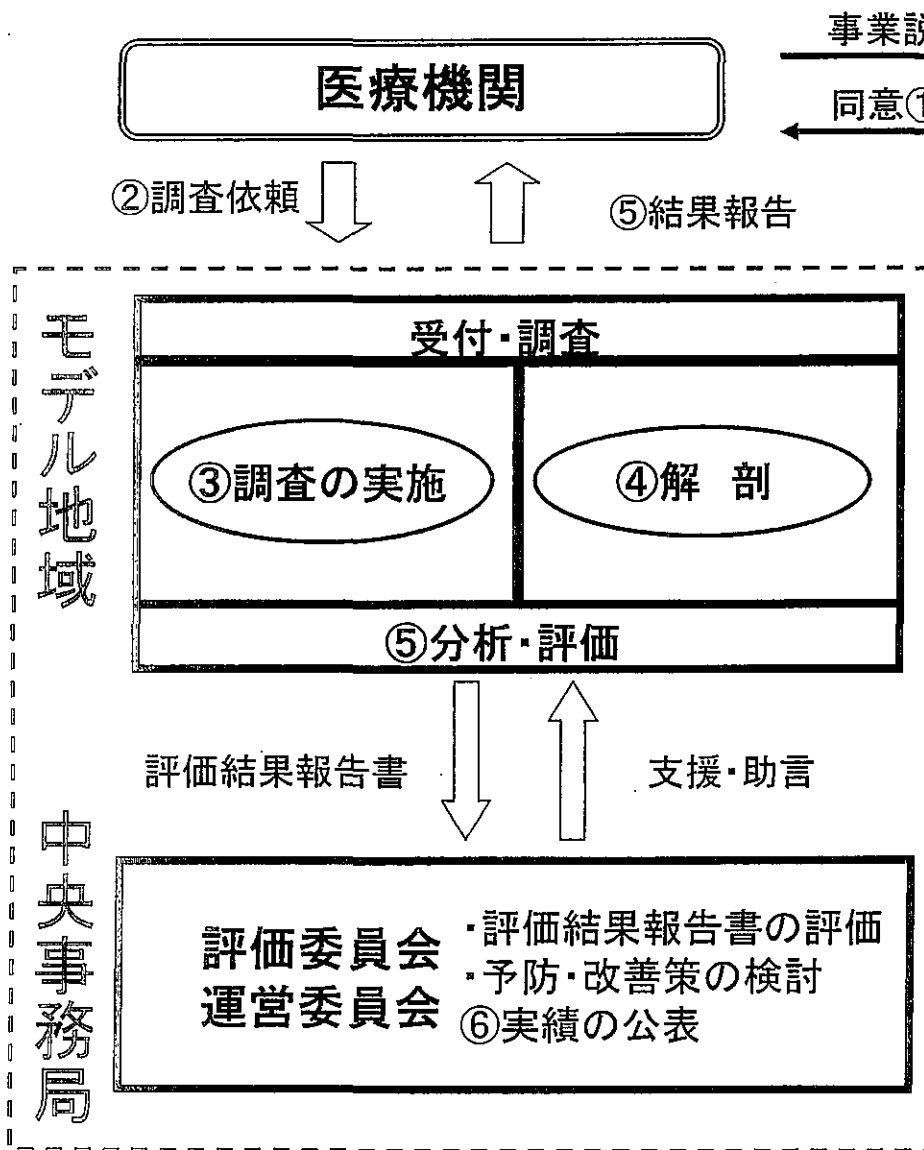
そこで、医療機関から診療行為に関連した死亡の調査依頼を受け付け、臨床医、法医、病理医を動員した解剖を実施し、更に臨床医による事案調査を実施し、専門的、学際的なメンバーで因果関係及び再発防止策を総合的に検討するモデル事業を行うものである。

(事業概要)

○ 実施内容

- ・ 調査受付窓口はモデル地域に所在する医療機関からの調査依頼を受け付ける。その際、当該医療機関は患者遺族から調査・解剖等、当該モデル事業への申請に関する承諾を得ておく必要がある。
- ・ 調査受付窓口では、依頼された事例が本事業の対象となるかどうかの判断を行い、対象となる場合は、臨床の専門医の立ち会いのもとで、法医及び病理医による解剖を実施し、三者による解剖結果報告書を作成するとともに、臨床の専門医による診療録等の調査や聞き取り調査等を実施する。
- ・ 地域評価委員会において、収集した資料や解剖結果報告書をもとに、個別事案について死因の原因究明と診療行為との関連に関する評価を行い、評価結果報告書を作成し、依頼された医療機関及び患者遺族に報告する。
- ・ 中央評価委員会においては、各モデル地域から提出された評価結果報告書をもとに、予防策、再発防止策を検討する。
- ・ 中央事務局に設置された運営委員会においては、本モデル事業の運営方法等の検討を行う。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業(標準)



患者様ご遺族

患者遺族: 患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。)

【事業の流れ】

- ①医療機関からモデル事業の説明を行い患者様のご遺族から同意書をいただきます
- ②医療機関からモデル事業に調査分析を依頼します
- ③医療機関に対する聞き取り調査や診療録の調査等が行われます
- ④解剖が行われ、死亡検案書(または死亡診断書)が患者様のご遺族と医療機関に渡され、暫定的な結果について説明されます
- ⑤調査結果と解剖結果等をもとに地域評価委員会で評価が行われ、作成された評価結果報告書の内容について医療機関及び患者様ご遺族に説明されます
- ⑥評価結果報告書をもとに、今後の予防策、再発防止策等について検討され実績が公表されます